				(二)	
				調速機（間接式のエレベーターに限る。）	
油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。			
浸水の状況	目視により確認する。	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。			
滑車の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。			
取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。			
支点部の状況	目視及び触診により確認する。	イ　可動部の動きが円滑でないこと。			
		ロ　給油が不十分であること。			
過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。			
過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと。			
キャッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと。			
キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	目視により作動の順位を確認する。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。			
キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。			
主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車の直径を測定する。	イ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。			
		ロ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。			
主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分について目視により確認する。	イ　素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。			
		ロ　素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。			

				(四)	(五)
				主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部（間接式のエレベーターに限る。）
主索の摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。	主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。			
主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。			
主索又は鎖の伸びの状況	かごを最上階に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。			
鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する。	イ　著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。			
		ロ　給油が不十分であること。			
鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。			
張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ　かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。 ハ　かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。			
かご及びシリンダーにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあっては、ナット間に緩みがあってはならず、割ピンにあっては、曲げ不足、欠損、その他の方法によりピン等がしっかりと取付けが確実であること。			